

**第4次国分寺市障害者計画・第4次国分寺市障害者計画実施計画・
第6期国分寺市障害福祉計画・第2期国分寺市障害児福祉計画（案）
パブリック・コメントの意見反映状況**

1 意見の数

意見をお寄せいただいた方の数 4（個人2 団体2）
いただいた意見の数 33件
計画に反映する意見の数 4件
計画に反映済みの意見の数 3件

※ 「反映状況」について
有：計画に反映する意見
無：計画に反映しない意見
済：計画案に記載済みの意見

2 意見の概要

| No. | 項目 | いただいた意見の概要 | 市の考え方 | 反映状況 |
|-----|--|--|--|------|
| 1 | 【P21～41】第4章全体 | 計測可能な具体的目標を掲げ、目標に対する前年度実績の達成率を明記・評価し、未達成の理由や目標をどのように達成する予定なのかを分かりやすく示してほしい。 【外1件】 | 計測可能な具体的目標値については、質の向上を図っていく事業など、一部に数値を示すことが困難な事業があります。 「第6章 計画の推進」に記載の通り、障害者施策推進協議会において、各事業の実績評価を行い、その後の施策に反映できるよう、PDCAサイクルを確保して、計画の推進を図ってまいります。 | 無 |
| 2 | 【P22】第4章2 1-1-(1) ①福祉の総合的な相談窓口の体制整備 | 庁内での総合相談窓口の設置は急務だと思うが、令和5年度の目標値が人員体制等の準備に留まる理由を説明してほしい。 令和4年度に人員体制等の整備を図り、令和5年度に窓口の設置が可能ではないか。 | 『国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）（案）』において、令和6年度に庁内での総合相談窓口の体制整備を目標としているため、令和5年度の目標は総合相談窓口の設置等に向けての人員体制等の準備としております。今後も引き続き、相談支援総合調整会議において検討を進めてまいります。 | 無 |
| 3 | 【P22】第4章2 1-1-(1) ④教育相談事業 | 取組内容に「教育相談や就学相談との連携を図る」とあるが、主語が分からない。また、相談件数が指標として掲載されているが、当該取組の評価が明確にならない。連携を図ったことが評価できる指標及び目標値を設定してほしい。 | 主語は他の事業と同様に担当課である学校指導課となります。 本事業において、連携を図ることは手段であり、相談支援体制の充実を目的としております。そのため、必要な相談が適切に行われているかを確認するための一つの視点として、相談件数を指標としております。 | 無 |
| 4 | 【P23】第4章2 1-1-(2) ①障害者地域自立支援協議会の運営 | 市内のグループホーム連絡会、訪問系事業所連絡会を設ける必要があるため、障害者地域自立支援協議会の専門部会もしくは作業部会に位置づけ、その開催回数も指標に加えてほしい。 | 左記に挙げいただいた連絡会に限らず、各事業所の方の御意見を伺いながら、今後の連携体制について検討してまいります。 | 無 |
| 5 | 【P26】第4章2 1-2-(2) ②メンタルヘルスセルフチェックシステム（こころの体温計事業） | ティッシュの配布が健康や医療の情報提供に有効なのか疑問なため、情報提供手段の効果について、定期的に確認してほしい。 | サイト（こころの体温計）及び健康情報等を幅広く啓発するため、その方法の一つとしてグッズ（ティッシュ）とチラシのセット配布を行います。方法の妥当性については、確認をしながら進めてまいります。 | 無 |
| 6 | 【P27】第4章2 2-1-(1) ①こどもの発達センターつくしんぼの事業 | 取組内容に「一貫した支援ができるようネットワーク作りを推進する」とあるが、指標が相談・支援件数では当該取組の評価が明確にならない。取組内容が評価できる指標及び目標値を設定してほしい。また、こどもの発達センターつくしんぼについては、児童発達支援センターとしての機能を持ち、保育所等訪問支援ができるように検討してほしい。 | 一貫した支援を行うためのネットワーク作りに対して、直接評価する指標の設定は難しく、ネットワークが構築されることにより、他機関との連携も深化することから、相談・支援件数も増加すると考え指標を設定しております。 保育所等訪問支援については、今後の児童発達支援センター設置に合わせ検討してまいります。 | 無 |

| No. | 項目 | いただいた意見の概要 | 市の考え方 | 反映状況 |
|-----|---|--|---|------|
| 7 | 【P28】第4章2 2-1-(1) ②障害児保育事業 | 取組内容に「保育園全園で障害児を受け入れる体制を維持し、障害児の受け入れを実施します」とあり、実績・目標値ともに「継続」となっているので、既に全園で障害児を受け入れていると読める。障害児保育についての過去の障害者計画実施計画をみると、平成27年度からの計画では「平成25年度実績が17園、平成29年度目標値が全園」となっており、平成30年度からの計画では「平成28年度実績が20園、平成32年度目標値が34園」となっている。令和元年度実績は25園と聞いている。国が共生社会を目指し、働く母親も増えているので、本来は全園で障害児を受け入れるべきであり、近隣他市でも既に実施している。今後3年間の全園実施が困難な見通しであれば、全園実施を達成するための目標値を設定すべきではないか。【外1件】 | 障害児保育事業については、市内保育園全園で受け入れる体制を取っていることから、その体制の維持が重要と考え、本指標及び目標値として設定しております。障害児等の受け入れについては、各園において、引き続き、適切な環境のもとで保育が行われるよう保育士等の増配置に対する補助などを継続的に行いながら、進めてまいります。 | 無 |
| 8 | 【P28】第4章2 2-1-(1) ④副籍制度 | 特別支援学校との副籍制度による交流及び共同学習の実績が100%とあるが、学級だよりの年数回程度の交換をもって副籍実施としている事例や、親が送迎しなければならぬので交流を希望しない事例もある。障害理解の促進を図るための指標の設定が不十分であるため、より効果的な内容の交流及び共同学習の取組を指標として具体的に設定してほしい。 | 副籍制度は、都の制度に沿って実施しております。そのため、市としては、希望者の副籍を確実に実現していくことを重視し、本指標を設定しております。ただし、障害理解の一層の促進を図るために、「都立特別支援学校との連携」を今回から明記し、実施していく予定です。 | 無 |
| 9 | 【P29】第4章2 2-1-(2) 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの推進 | 「取組の方向性」の中で生涯学習の充実と余暇活動の支援が述べられているが、「重点事業」の中に余暇活動支援推進事業が挙げられていない。生涯学習の充実に対応する「くぬぎ教室の充実」と余暇活動推進の対応策として「障害者施策推進市区町村包括補助事業」の中の「青年・成人期の余暇活動等支援事業」を活用して余暇活動支援事業を立ち上げてほしい。 | くぬぎ教室は「青年・成人期の余暇活動等支援事業」を活用した事業であり、生涯学習の充実だけではなく、余暇活動の推進にも寄与しております。また、「コンサート等の文化芸術活動支援」及び「スポーツ推進委員事業」を重点事業と位置づけ、更なる余暇活動の推進を図ってまいります。 | 済 |
| 10 | | 恋ヶ窪くぬぎステップアップ教室の利用者が年々減少していることから、抜本的な見直しが必要であるため、その検討を計画に含めてほしい。 | 令和2年度に文部科学省からの委託事業の実施等を通して、今後の事業について既に見直し作業に着手しております。 | 無 |
| 11 | 【P29】第4章2 2-1-(2) ①公民館における生涯学習の支援 | 事業概要（取組内容）について、くぬぎ教室の活動がサロンや余暇活動が中心となる活動であるように記載されているので、「学びの場」としての位置づけを明確にした方がよい。また、後半部分では卒業制度をなくし生涯を通して学びの場を保证することを明確に記述した方がよい。 | 社会教育施設である公民館で行われている事業であることを踏まえた表現とします。「知的障害の人が様々な活動を通して、仲間作り、社会性や生きる力を身につけることを目指しています。誰もが地域で学び続けることができるよう、関係機関と連携して居場所や学習機会の提供に努めます。」に修正します。 | 有 |
| 12 | 【P29】第4章2 2-1-(2) ②コンサート等の文化芸術活動支援 | 喫茶ほんだと公民館の共催である「ロビーコンサート」だけではなく、令和元年度に障害者支援団体と公民館の共催により実施した「Heart de Festa」を毎年行えるように実施事業に位置づけてほしい。 | 事業名を「コンサート等の文化芸術活動支援」とします。「Heart de Festa」は、グループ企画事業として実施した事業であり、大切な事業と捉えておりますが、コンサートだけに限らず、実施形態を含め「文化芸術活動支援」の継続実施について検討を進めてまいります。事業概要は「障害者団体と共催し、障害者との交流を目的に、市民グループの参加を広く呼びかけ、コンサート等の文化芸術活動を支援します。」に修正します。令和5年度の目標値を「2」とします。 | 有 |

| No. | 項目 | いただいた意見の概要 | 市の考え方 | 反映状況 |
|-----|--|---|--|------|
| 13 | 【P30】第4章2 3-1-(1) ②障害者雇用の促進 | 障害者法定雇用率を遵守しているとのことだが、知的障害者は雇用されていないため、知的障害者にも雇用の機会を設けてほしい。 | 現在も知的障害の方の採用を行っておりますが、今後も引き続き、障害の種別を限定せず採用試験を実施してまいります。 | 済 |
| 14 | 【P32】第4章2 4-1-(1) ①障害福祉ガイドブックの作成 | 障害福祉ガイドブックの配布方法についての現状と目標が必要だと思う。どのくらい必要としている方の手に渡っているのか、どうしたら全ての必要としている方に渡るのが具体的な方法を検討してほしい。 | 障害福祉ガイドブックは、障害者手帳を取得した方やサービスの利用希望がある方などに窓口もしくは郵送で配布しているほか、ホームページでも掲載しております。今後も引き続き、効果的な配布方法を検討してまいります。 | 無 |
| 15 | 【P35】第4章2 4-3-(1) ①避難行動要支援者の支援 | 災害発生時に避難行動要支援者とその家族への地域住民の協力が必要となるが、その情報が民生委員から地域住民に伝えられないため、住民の協力が得にくい状況となっている。この問題について検討する機会を計画に加えてほしい。 | 『国分寺市地域福祉計画実施計画（後期）（案）』において「地域の支援者との連携を図る取組を進める」と目標を掲げております。平常時から個人の情報を地域の支援者へ提供することに同意をいただいていない方へは同意勧奨を行うなど、引き続き、地域の支援者との連携に取り組んでまいります。 | 無 |
| 16 | 【P37】第4章2 4-4-(1) ②障害者差別解消の推進 | 目標値が「実施」とあるが、何を実施するのか不明であり、数値目標を設定すべきではないか。また、市内の保健・医療・教育・福祉機関への普及啓発も実施してほしい。 | 障害者差別解消法の改正等、国や都の動向により、差別解消の条例や障害者差別解消支援地域協議会の設置などを検討していくため、具体的な数値目標を設定することが困難であります。市民、市内事業所への普及啓発活動を含め、包括的に差別解消法に基づいた取組を推進してまいります。 | 無 |
| 17 | 【P38】第4章2 4-4-(2) ①福祉サービス総合支援事業 | 指標が「苦情相談」であれば、件数等による数値で目標を設定してほしい。 | 苦情相談は、効果の判定をしようとする個別具体的な数値目標の設定が難しいことから、「継続」としております。今後も引き続き、福祉サービスに対する苦情に対し、解決に向けての助言・調整に努めてまいります。 | 無 |
| 18 | 【P38】第4章2 4-4-(2) ②成年後見活用あんしん生活創造事業 | 市長申立となる条件が厳しいとの意見もあり、相談件数だけでなく、相談の効果についても検証してほしい。 | 権利擁護センターで相談対応をしたケースについて、方針検討・専門的判断を経て必要な権利擁護支援や成年後見制度の活用ができるよう、引き続き努めてまいります。 | 無 |
| 19 | 【P39・41】第4章2 5-1-(1) ②保育所・学童保育所の障害児保育研修 5-1-(3) ①障害当事者団体等の育成・支援 ②ピアサポート支援 | 実績及び目標値が「継続」となっているが、これでは取組の効果判定ができない。具体的な指標、実績及び目標値を設定してほしい。 | 質の維持向上や活動支援のため、情報提供・助言指導・各種研修・補助を通じた支援など、様々な取組を行うものであり、効果の判定をしようとする個別具体的な指標等の設定は難しいことから、「継続」としております。 | 無 |
| 20 | 【P41】第4章2 5-1-(3) ①障害当事者団体等の育成・支援 | 当団体は、悩みを共有し相談事業に努めているが、目標値が現行計画同様「継続」となっている。具体的な育成と支援方法はいいのか。現状のままでは、役員の高齢化の問題、各々の家庭の事情により先細りになってしまう。 | 障害当事者団体等への情報提供や補助を通じた支援は継続しつつ、それ以外の育成・支援方法についても、障害当事者団体等と連携、協議しながら、検討してまいります。 | 無 |
| 21 | 【P45】第5章2 (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 施設入所者数について、国の基本指針では1.6%以上削減とされているが、市の目標値ではそれが設定されていない理由を明確に記載してほしい。 | 入所施設から地域生活へ移行する方がいる一方で、障害者の重度化・高齢化、直近の利用状況から、施設入所の希望も一定数あるため、令和元年度末時点の施設入所者数を超えないことを目標として設定しております。このことが分かるように市の目標値設定の考え方に加筆します。 | 有 |

| No. | 項目 | いただいた意見の概要 | 市の考え方 | 反映状況 |
|-----|---|--|---|------|
| 22 | 【P46～47】第5章2 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 国の基本指針が示している成果目標について、目標の設定対象が都道府県であっても市町村が同様の数値目標を設定してもいいのではないかと。 | 国の基本指針が示している成果目標は市町村では把握が困難なため、設定しておりません。 | 無 |
| 23 | 【P46～49】第5章2 (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 目標値以外に具体的な機能をどこまで充実させるかを記載すべきではないかと。 | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会において、精神障害者が地域で生活する上で必要な機能等を協議してまいります。地域生活支援拠点等が有する機能の充実については、障害者地域自立支援協議会で運用状況の検証及び検討し、機能の充実に努めてまいります。 | 無 |
| 24 | 【P48～49】第5章2 (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 地域生活支援拠点の機能について、夜間・土日・祝日・年末年始の連絡先は市役所の電話だと聞いているが、そのことが国分寺市くらしのガイドでも障害福祉ガイドブックでも記載されていないため、明確に公表してほしい。また、障害者基幹相談支援センターでも緊急時の対応ができるようにしてほしい。地域生活支援拠点等の運用状況の検討が年1回となっているが、それでは柔軟な運用が難しいのではないかと。 | 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討は年1回となりますが、機能の充実については、法人や障害者地域自立支援協議会の各専門部会等で随時協議しております。今後も引き続き、緊急時の対応を含め、機能の充実に向けた取組を進めてまいります。 | 無 |
| 25 | 【P50～51】第5章2 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 | 一般就労への移行者が就労定着支援事業を利用する割合について、国の基本方針では7割だが、市の目標では6割としている理由を明確に記載してほしい。 | 就労定着支援事業は、直近の利用状況や事業者からのヒアリングを踏まえ、目標値を設定しております。 | 無 |
| 26 | 【P52】第5章2 (5) 障害児支援の提供体制の整備等 | 児童発達支援センターの設置が目標値において「検討」とされているが、その理由を明確に記載してほしい。また、こどもの発達センターつくしんぼに児童発達支援センターとしての機能をもたせて、保育所等訪問支援ができるように検討してほしい。 | いただいた御意見を踏まえ、市の目標値設定の考え方に「令和6年度の児童発達支援センターの設置に向け、検討を行ってまいります。」を加筆します。また、保育所等訪問支援についても、児童発達支援センターの機能として、併せて検討してまいります。 | 有 |
| 27 | 【P53】第5章2 (6) 相談支援体制の充実・強化等 | 障害者の相談支援の実施について、各年度の見込量が「実施」となっているが、これでは具体的な目標となっていない。現状では、相談支援専門員が担当する障害者数が数十名となっており、介護保険のケアマネジャーが担当する高齢者数の倍近い状況で、相談支援専門員にきめ細かな相談をすることができない。「相談の実施」について評価する指標を検討し、具体的にどのように改善を図るのか、その目標を示してほしい。 | 相談支援に関する具体的な数値目標は、実施計画及びサービスの見込量において示しており、53ページの相談支援体制の充実・強化等においては、質的な目標を掲げております。活動指標として、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を着実に実施するとともに、「相談支援事業者に対する専門的な指導・助言回数」及び「相談支援事業者の人材育成の支援件数」を設定し、相談支援体制の整備を図ってまいります。 | 無 |
| 28 | | 見込量が潜在的ニーズを満たしているか、前年度の利用実績に留まらず、利用希望を含めて算定するようにしてほしい。 | サービスごとに、直近の利用状況、アンケート調査、サービス等利用計画等からのニーズ抽出、利用者の高齢化及び障害の重度化、事業者・障害者団体からのヒアリング、今後の市内及び近隣における新規事業所開設予定などを総合的に勘案して、見込量の設定をしております。 | 済 |
| 29 | 【P55～61】第5章3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策 | 潜在的な必要数はどのくらいなのか、調査する必要がある。恐らく受け皿としての事業所の不足があるため、誘致の目標値を出して、誘致への努力をすべきではないかと。 | アンケート調査、サービス等利用計画等からのニーズ抽出、事業者・障害者団体からのヒアリングに加え、今後の利用者の高齢化及び障害の重度化を総合的に勘案して、潜在的な必要数も含めて見込量の設定をしております。市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業所の開設を図ってまいります。 | 無 |

| No. | 項目 | いただいた意見の概要 | 市の考え方 | 反映状況 |
|-----|--|--|---|------|
| 30 | 【P62～64】第5章4 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策 | 保育所等訪問支援は、障害児保育の推進のためには不可欠な事業となるため、令和5年度の見込量が4人、16日では少なすぎるのではないかと。 | アンケート調査、サービス等利用計画等からのニーズ抽出、事業者・障害者団体からのヒアリングにより、適切な見込量を設定しております。 | 無 |
| 31 | 全体 | 全体の障害者の人数が約6,000人に対して、障害福祉サービスの利用者が約700人というは少ないと感じる。必要な方にサービスが届いているとは思えないため、相談員の不足、広報の不足なのか、原因を考えてほしい。もっと必要としている方はいるはずという考えに立って、計画してほしい。 | サービス未利用の方のサービス利用に当たっては、市障害福祉課、地域活動支援センター、基幹相談支援センター及び相談支援事業等を中心に関係機関が連携をして相談支援を行っております。相談支援を通じて必要な方が必要なサービスを利用できるように、引き続ききめ細やかな支援に努めてまいります。 | 無 |